



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) (治山林道課)	1
◎「省エネ型機器購入支援事業」に係る公金事務の委託 (環境計画推進課)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○令和8年度登録販売者試験の実施 (薬務衛生課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (農業基盤課)	3
○林業種苗法による生産事業者の登録 (木材増産推進課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	4
落札公告	
○落札者等の公告 (農業イノベーション推進課)	4

告 示

高知県告示第326号

介護機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和8年4月21日	株式会社エムワイエス 幡多郡大月町銚土35番地1	おおつき薬局 幡多郡大月町銚土35番地1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第327号

令和8年4月高知県告示第222号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡長者村長者丁500番地1
 - 氏名
大野 藤寿
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町長者字シミツ丁3900から丁3902まで、丁3909、丁3910
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第328号

令和8年4月高知県告示第223号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村長者丁1263番地

- 氏名
古味 通言
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町長者字ミツイシ丁437、丁438
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第329号

令和8年4月高知県告示第225号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村川口
イ 氏名
市川 善吉
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村大野268番地
イ 氏名
芝 文彦
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村川口586番地
イ 氏名
岡本 智与
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村川口171番地
イ 氏名
桑原 繁春
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村川口44番屋敷
イ 氏名
芝 林太郎
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町十和川口字船ノ川941の1から941の6まで、942の2から942の8まで、942の18、942の19、942の25から942の27まで
 - 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年4月30日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市堺町1-21 JTBビル3階	株式会社JT B高知支店	「省エネ型機器購入支援事業」により交付する支援金	令和8年4月30日から令和9年3月19日まで

高知県告示第331号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

高知市横浜

(1) 座標の位置

座標番号	緯度	経度
1	北緯33度31分41秒0512	東経133度33分12秒7144
2	北緯33度31分42秒0927	東経133度33分11秒0305
3	北緯33度31分42秒9944	東経133度33分11秒2874
4	北緯33度31分43秒7896	東経133度33分10秒7155
5	北緯33度31分45秒3009	東経133度33分11秒5903

6	北緯33度31分46秒7860	東経133度33分13秒1067
7	北緯33度31分41秒2994	東経133度33分14秒3954

(2) 区域

座標1から座標7までを順次に直線で結んだ線及び座標7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、大正3年2月高知県告示保編第1号で指定した保安林及び平成9年3月高知県告示第162号で指定した保安林（令和8年2月高知県告示第91号及び第92号で指定解除予定とされた保安林を除く。）を除く。

高知県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町八幡字藤ノ木789番1から南国市岡豊町八幡字藤ノ木790番1まで	前	8.8 9.7	37
	後	10.4 11.3	37

高知県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園縦断
- 3 道路の区域

--	--	--	--

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922番27から高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922番1まで	前	7.6 10.8	272
	後	7.6 14.0	272

高知県告示第334号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市蓮池字町屋橋	192番2	6.00	66.65	
	192番7	6.02	19.62	
	192番7地先農道水路	6.16		

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和8年度登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和8年10月8日（木）午前10時から午後3時30分まで
- 2 試験の場所
高知市棧橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館
（受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。）
- 3 試験手数料
15,000円
- 4 試験手数料の納付方法
(1) 高知県電子申請サービスを使用する方法により受験申請書を提出する場合

クレジットカードを利用して納付すること。

(2) 直接又は郵送により受験申請書を提出する場合
高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。

5 受験申請書の提出期間

(1) 高知県電子申請サービス (https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16042) を利用する方法により提出する場合
令和8年6月29日(月)午前8時30分から同年7月10日(金)午後5時15分までの間に受け付ける。

(2) 直接又は郵送により提出する場合
令和8年6月29日から同年7月10日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までを除く。)の間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和8年7月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。

6 受験申請書を直接又は郵送により提出する場合の提出先

(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部薬務衛生課

(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課

7 合格者の発表
令和8年11月13日(金)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

8 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9682)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を令和8年4月30日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、稲生土地改良区の定款の変更を令和8年5月1日に認可し

た。
なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の生産事業者の登録を令和8年5月14日に次のとおり行った。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1571	丸和林業株式会社	高知市知寄町三丁目303番地	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	丸和林業株式会社大豊事業所 長岡郡大豊町川口字川口南2055番地1

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
芝みずほ後援会	武内 文治	横山 美穂	高岡郡四万十町小野976-7	令8・3・2

岡村たみ後援会	畠山 多美	石橋 道宏	高知市旭駅前町15	令8・3・2
町田あさこ後援会	町田 麻子	南 登志夫	高知市朝倉丁14-1	令8・3・2
尾原由章後援会	小松 昌平	尾原 美穂	安芸市土居1663	令8・3・5
山藤高久後援会	山藤 高久	山藤 麻衣	高知市東久万37-7	令8・3・19
西原雄公後援会	西原 雄公	西原 泰介	土佐市蓮池470-7	令8・3・23
田村まさゆき後援会	田村 雅之	田村 房代	高岡郡佐川町二ツ野432	令8・3・26
岡林しんいち後援会	岡林 明宏	岡林 明宏	高岡郡越知町越知甲333-1	令8・3・27

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称(代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県遊技産業支部(佐藤 正法)	異動なし	異動なし	高知市棧橋通三丁目25番20号	令8・2・25

新				高知市和泉町8-8	
旧	自由民主党高知県支部連合会	中谷 元	異動なし	異動なし	令7・10・20
新	(尾崎 正直)	尾崎 正直			
旧	日本共産党幡多地区委員会	谷田 道子	異動なし	異動なし	令8・3・15
新	(岡本 和也)	岡本 和也			
旧	自由民主党高知県支部連合会	異動なし	明神 健夫	異動なし	令8・3・24
新	(尾崎 正直)		今城 誠司		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	北本洋介後援会	中沢 博志	異動なし	異動なし	令8・3・1
新	(北本 絵里)	北本 絵里			
旧	ひだか社中	異動なし	異動なし	高岡郡日高村下分1886-3 東1F	令8・3・5
新	(安岡 周総)			高岡郡日高村下分2885-2	
旧	澤田康雄後援会	異動なし	澤田 孝	異動なし	令8

新	(澤田 博)		介		・1・20
新			白石 菊子		
旧	日本弁護士政治連盟高知支部	異動なし	山口 剛史	異動なし	令8・3・18
新	(小泉 武嗣)		重松 健二郎		
旧	杉本理後援会	異動なし	浜田 綾子	異動なし	令8・3・23
新	(杉本 理)		土居 英子		
旧	山崎龍太郎後援会	山崎 三男	異動なし	異動なし	令8・3・23
新	(山崎 紀代美)	山崎 紀代美			
旧	馴田文雄後援会	鍋島 通夫	異動なし	異動なし	令8・3・23
新	(松本 縁)	松本 縁			
旧	四国税理士政治連盟高知支部	異動なし	山中 尊滋	異動なし	令7・9・8
新	(金子 長彦)		甲藤 晶		
旧	土佐西政会	竹村 昭彦	竹村 昭彦	異動なし	令7・8・27
新	(高木 直之)	高木 直之	高木 直之		

高知県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月22日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤浩市後援会	伊藤 浩市	令7・12・31
酒井石後援会	酒井 石	令7・12・28
村田敦子後援会	村田 敦子	令7・12・31
山岡勉後援会	前原 雄一	令8・3・10
福田さわ子後援会	中野 栄子	令8・3・1

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度高知県IOPクラウド運用保守等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
KCC・KSS・NTTドコモ・ネボン共同企業体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
143,613,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第2号に該当するため